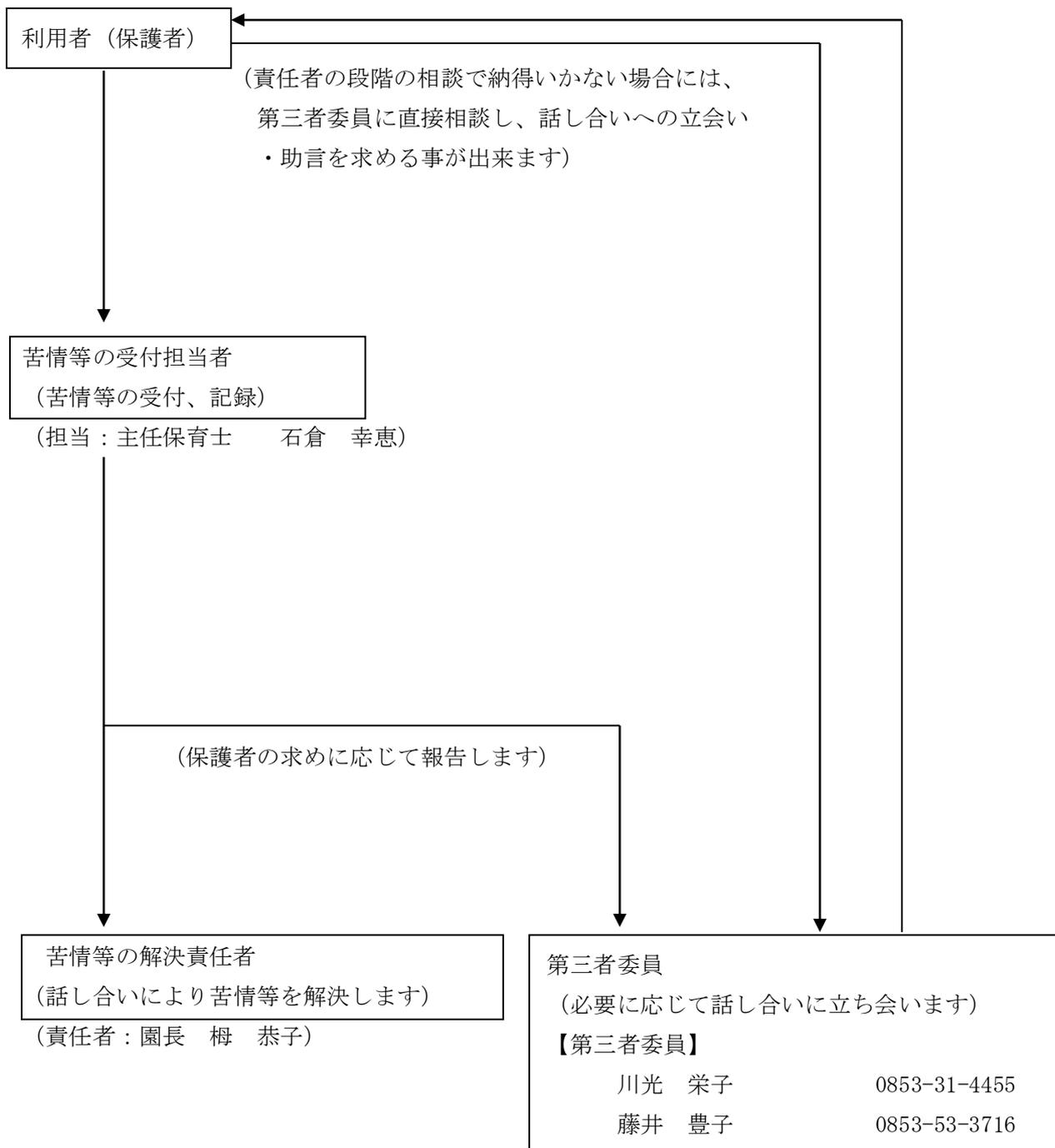


苦情解決のための仕組みについて

社会福祉法人 大社福社会 こぐま保育園



※相談解決の結果（改善事項）は口頭及び文書で責任者よりご報告申し上げます。

※以上の仕組みで解決できない苦情は島根県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。
(TEL 0852-32-5913)

令和5年度苦情・相談報告書

時期	申出人	苦情・相談内容	対応及び結果
5月	保護者	嘔みつきが2度あり、いじめにあっているのではないかと相談がありました	クラスの子どもたちのかかわりの様子やこの年齢の子どもの発達について話をし、またていねいに見守っていくことを伝えました 年齢があがるとほとんど嘔みつきはなくなりました
9月	保護者	懇談会で年長に向かっての活動への協力を担任から聞いたが、はっきり活動の内容がわからなくて不安に感じたし、強制のように聞こえたと指摘がありました	詳しく活動をお話し、決して強制ではないこと、ただ保護者さんの協力がないと活動ができないということもあり、見通しを持っておいてほしいという思いから担任がお話させてもらったことなどを丁寧に伝えました また、担任とも伝え方について話し合いをしました
10月	保護者	運動会が2回に分かれており、自営やサービス業に勤めているとお休みがとりにくいので、1回で終わらせてほしいと要望がありました	コロナ感染対策のため2回に分けていたが、令和6年度からは1回で終わるようなやり方をしていきたいと考えていると伝えました